

共同住宅の水道料金の特例措置について

水道料金の算定は、水道メーターにより行います。つまりアパートやマンションのような共同住宅の場合でも各部屋別の私設メーターを検針するのではなく、市水道の親メーターの検針水量で上水道の使用料を請求します。

例えば、5戸で1棟のアパートで口径25mmのメーターを使用し、1使用月(2ヶ月)の使用水量が200m³の場合、水量料金は、36,223.2円となります。

しかし、下図のように各私設メーターで、1戸ずつ早見表に従い料金を集金していただくと、5戸分の水量料金は22,410円となり13,813.2円の差額が生じます。

※部屋番号はA・B・C・D・Eとします。

●水量料金

親メーター	A	B	C	D	E
200m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³
↓	↓	↓	↓	↓	↓
33,540円 +消費税8%相当額	1,680円	2,750円	3,820円	5,440円	7,060円
=36,223.2円	20,750円+消費税8%相当額=22,410円				

この差額を少なくするために、各部屋を独立した1戸の住宅とみなす、共同住宅の特例措置を設けております。

特例措置の内容は、親メーターの検針水量を共同住宅内の戸数で割り、1戸あたりの平均水量を算出し、その水量の水量料金に口径13mmの基本料金を足し、戸数を掛け、消費税相当額を足した料金を請求するものです。

上図のような場合は、特例措置により計算すると、各戸の私設メーターで早見表により集金していただくより、料金のズレが少なくなります。

●特例措置の申請がない場合

$$\begin{aligned} &7,714\text{円 (25mmの基本料金)} + 33,540\text{円 (200m}^3\text{の水量料金)} \\ &+ 2,040\text{円 (消費税8\%相当額)} = \boxed{44,554\text{円 (請求金額・小数点以下切捨て)}} \end{aligned}$$

●特例措置の申請がある場合

$$\begin{aligned} &1,800\text{円 (13mmの基本料金)} \times 5\text{戸} = 9,000\text{円} \\ &200\text{m}^3 \div 5\text{戸} = 40\text{m}^3 \text{ (1戸あたりの使用水量)} \\ &3,820\text{円 (40m}^3\text{の水量料金)} \times 5\text{戸} = 19,100\text{円} \\ &9,000\text{円 (基本料金)} + 19,100\text{円 (水量料金)} + 2,248\text{円 (消費税8\%相当額)} \\ &= \boxed{30,348\text{円 (請求金額)}} \end{aligned}$$

※ 親メーターの口径や使用水量によっては特例措置により、不利となる場合もありますので、十分検討してください。

※ 入居数に変更があった場合は検針定例日の10日までに所定の用紙で報告をお願いします。

共同住宅の下水道使用料の特例措置について

下水道使用料の使用料金の算定は、市水道のメーターにより行います。

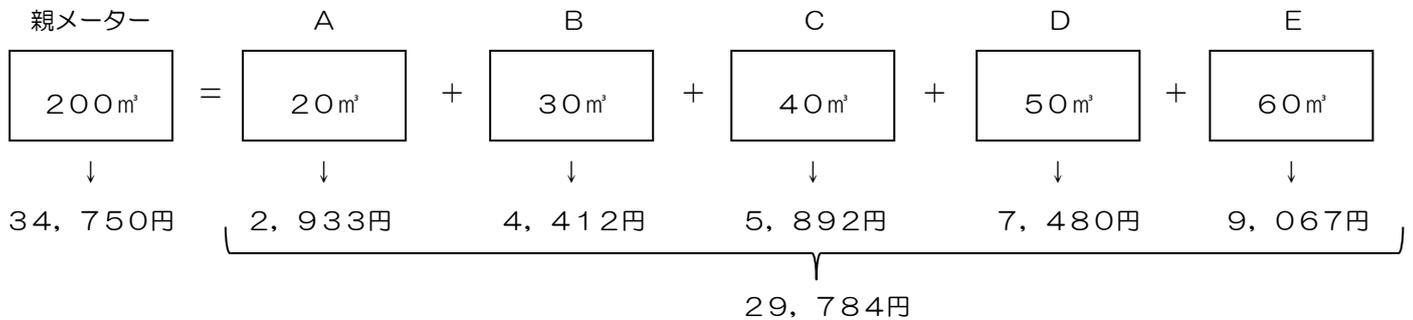
つまり、アパートやマンションのような共同住宅の場合でも、各部屋別の私設メーターを検針するのではなく市水道の親メーターの検針水量で下水道使用料を請求します。

例えば、5戸で1棟のアパートで1使用月(2ヶ月間)の使用水量が200m³の場合は、下水道使用料は34,750円となります。

しかし、各私設メーターが下図のように、1戸ずつ早見表に従い料金を集金していただくと、5戸分の下水道使用料は29,784円となり、4,966円の差額が生じます。

※部屋番号はA・B・C・D・Eとします。

●下水道使用料(消費税8%込み)



この差額を少なくするために、各部屋を独立した1戸の住宅とみなす、共同住宅の特例措置を設けています。特例措置の内容は、親メーターの検針水量を共同住宅内の戸数で割り、1戸あたりの平均使用水量を算出し、その水量による下水道使用料に戸数を掛け、消費税相当額を足した使用料を請求するものです。

上図のような場合は、特例措置により計算すると、各戸の私設メーターで早見表により集金していただくより、料金のズレが少なくなります。

●特例措置の申請がない場合

$$926\text{円(基本料金)} + 31,250\text{円}(200\text{m}^3\text{の下水道使用料金}) + 2,574\text{円(消費税8\%相当額)} = \boxed{34,750\text{円(請求金額・消費税8\%込)}}$$

●特例措置の申請がある場合

$$926\text{円(基本料金)} \times 5\text{戸} = 4,630\text{円}$$
$$200\text{m}^3 \div 5\text{戸} = 40\text{m}^3\text{(1戸あたりの水量)}$$
$$4,530\text{円}(40\text{m}^3\text{の下水道使用料金}) \times 5\text{戸} = 22,650\text{円}$$
$$4,630\text{円(基本料金)} + 22,650\text{円(下水道使用料)}$$
$$+ 2,182\text{円(消費税8\%相当額)} = \boxed{29,462\text{円(請求額・消費税8\%込)}}$$

※ 使用水量によっては特例措置により、不利となる場合もありますので、十分検討してください。

※ 入居数に変更があった場合は検針定例日の10日までに所定の用紙で報告をお願いします。